

宮崎公立大学学生部会規程

平成19年4月1日
規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、次条に掲げる事項を審議するため設置する宮崎公立大学学生部会（以下「部会」という。）の運営方法その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の厚生補導に関する事項
- (2) 学生ボランティア活動の推進に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長又は教育研究審議会から付議された事項

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる委員若干人をもって組織する。

- (1) 学生部長
 - (2) 本学の教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）、助教及び助手（以下「教員等」という。）のうちから学長が指名する者
 - (3) 事務局職員のうちから事務局長が指名する者
- 2 前項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項第2号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は学生部長をもって充て、副部会長は学長が指名する。
- 3 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を行う。

(定足数)

第5条 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第6条 部会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合においては、議長は議決に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会は、必要があると認める場合は、会議において委員以外の者に説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第8条 部会に、専門的事項を調査審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次に掲げる委員若干人をもって組織する。

- (1) 部会の委員のうちから互選された者
 - (2) 教員等のうちから部会が指名する者
- 3 専門部会の委員の任期は、第5項の報告をするときまでとする。
- 4 専門部会にリーダーを置き、第2項第1号の者のうちから部会が指名する。
- 5 リーダーは、調査審議した結果を部会に報告するものとする。

(事務)

第9条 部会の事務は、学生支援課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和5年3月24日から施行する。